

下呂市発表 令和8年2月13日		
担当課	担当者	電話番号
人事課	今井正典	0576-24-2222 内線218

市職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定に基づき、以下のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、その内容を公表します。

記

1. 処分対象者と処分の内容等

処分対象者①：下呂市消防本部中消防署 消防職員 主事（令和4年4月1日採用）

処分者氏名：矢島 湧大（やじま ゆうだい） 26歳 男性

処分内容：免職

処分事由：公務外非行（窃盗）

処分対象者②：下呂市消防本部 消防長（60歳男性）

処分内容：減給10% 1ヵ月

処分事由：指導監督不適正

処分対象者③：下呂市消防本部 中消防署長（58歳男性）

処分内容：減給10% 1ヵ月

処分事由：指導監督不適正

- 概要：●処分対象者①は令和7年8月から令和8年1月にかけて、職員Aが仮眠室に置いた荷物の中の財布から合計4回、総額3万円を盗んだ。
- 職員Aは令和7年11月頃、仮眠室に置いていた財布から1万5千円が無くなっていることに気づいた。以後財布を持ってこないようにしていたが、1月16日に自家用車の燃料が残り少なかったことから、給油するために朝、財布に1万円を入れて出勤し仮眠室に置いていた。その後給油する際に財布に入れていた1万円が無くなっていることに気づいたため、中消防署長に上記2件を報告した。
 - その後、仮眠室付近に設置してある防犯カメラの1月16日の映像に処分対象者が仮眠室に2回出入りする姿が確認された。
 - 本人に確認したところ、自分が金を盗んだことを認めた。盗んだ理由は学生時代にギャンブルにはまり、その借入に対する返済が滞っていたためとのことだった。
 - 本人は職員A以外から盗んではないとのことだったが、消防職員

全員に被害の有無を報告するよう呼びかけた。これまで被害報告は入っていない。

- 当初、市としては被害届を警察に出すことを職員 A に勧めたが、その意向がなかったためこれまで内部調査を市で進めてきた。
- 今回被害額が確定し、職員 A と処分対象者は示談が成立した。

再発防止策 : ・貴重品は施錠できる個人ロッカーで保管するルールを今一度徹底した
・必要以上の現金や貴重品は職場に持ち込まないよう周知した
・防犯面も考慮し必要に応じて今後、防犯カメラの増設を検討
・悩みや困りごとがあれば所属の上司へ相談することを周知した

2. 発令日：令和 8 年 2 月 13 日